明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○漁港の指定等の一部を改正する件（農林水産一四八八）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一四八九）　四
○生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同一四九〇）　六
〔公　告〕
諸事項　七
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
弁理士登録、厚生年金基金変更、平成二十四年度公害防止管理者等国家試験関係　七
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四
会社決算公告　五

告示

○農林水産省告示第千四百八十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項及び第十項の規定に基づき、昭和二十六年七月十日農林省告示第二百五十五号（漁港の指定）等の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　昭和二十六年七月十日農林省告示第二百五十五号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

宮城県の部気仙沼の項漁港の区域の欄を次のように改める。

（気仙沼地区）

次のア点からモ点までを順次結んだ線及びモ点からア点に引いた線により囲まれた地域内の海面並びに鹿折川河川水面

（気仙沼地区）

水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた地域

ア点　北緯三十八度五十三分三十一秒〇九七二　東経百四十一度三十五分五十一秒九六二

イ点　北緯三十八度五十三分三十秒〇二三四　東経百四十一度三十五分五十秒三五三二

ウ点　北緯三十八度五十三分三十八秒〇一〇一　東経百四十一度三十五分三十六秒七一七六

エ点　北緯三十八度五十三分三十七秒六九〇二　東経百四十一度三十五分二十秒〇三一八

オ点　北緯三十八度五十三分三十三秒四五〇〇　東経百四十一度三十五分十四秒二〇五四

カ点　北緯三十八度五十三分三十二秒三〇七八　東経百四十一度三十五分十一秒七八七一

キ点　北緯三十八度五十三分三十秒五六四八　東経百四十一度三十五分十三秒六七三三

ク点　北緯三十八度五十三分二十一秒五八九六　東経百四十一度三十五分〇七秒五六二二

ケ点　北緯三十八度五十三分二十二秒七一一二　東経百四十一度三十五分〇四秒八五三四

コ点　北緯三十八度五十三分四十一秒九二三一　東経百四十一度三十四分四十四秒七八八二

サ点　北緯三十八度五十三分四十六秒六九〇一　東経百四十一度三十四分五十七秒〇〇二八

シ点　北緯三十八度五十三分五十六秒五三一七　東経百四十一度三十四分五十一秒二七四七

ス点　北緯三十八度五十三分五十八秒七七四〇　東経百四十一度三十四分四十二秒〇五五七

セ点　北緯三十八度五十四分〇八秒三〇四七　東経百四十一度三十四分三十九秒九一二六